

いしのまきしょうがい ひと ひと とも あんしん く ふくし じょうれい あん
石巻市障害のある人もない人も共に安心して暮らせる福祉のまちづくり条例（案）

がい しょう
概 要

じょうれい もくてき
1 条例の目的

しょうがい ひと たい りかい ふか しょうがい りゆう さべつ すべ しみん そうご
障害のある人に対する理解を深め、障害を理由とする差別をなくし、全ての市民が相互に
そんちよう あ とも あんしん く ふくし すいしん
尊重し合いながら共に安心して暮らせる福祉のまちづくりを推進する。

しょうがいしゃ ていぎ
2 障害者の定義

しんたいしょうがい ちてきしょうがい せいしんしょうがい はつたつしょうがい ふく た しんしん きのう しょうがい
身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があ
もの しょうがいおよ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃかいせいかつ そうとう せいげん う
る者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける
じょうたい
状態にあるものをいう。

じょうれい おも ないよう
3 条例の主な内容

きほんりねん
(1) 基本理念

- しょうがい ひと ひと ひと こじん そんげん そんちよう せいかつ けんり
① 障害のある人もない人も、等しく個人の尊厳が尊重されたふさわしい生活をする権利が
ある。
- しょうがいしゃ しゃかい こうせいいん しゃかい けいざい ぶんかなど ぶんや かつどう さんか きかい
② 障害者は、社会の構成員として、社会、経済、文化等のあらゆる分野の活動に参加する機会
かくほ
が確保される。
- しょうがいしゃ かのう かぎ だれ せいかつ せんたく ちいきしゃかい きょうせい
③ 障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するか選択でき、地域社会で共生することができる。
る。
- さべつ おお しょうがい たい へんけん しょうがい りかいぶそく しょう じぎょうしゃ
④ 差別の多くは、障害に対する偏見や障害への理解不足から生じていることから、事業者
およ しみん しょうがい たい りかい ふか ひつよう
及び市民が障害に対する理解を深める必要がある。
- すべ ひと しょうがい も かのうせい ふ ひつよう
⑤ 全ての人が、障害を持つ可能性があることを踏まえる必要がある。

し せきむ じぎょうしゃ せきむ しみん せきむ
(2) 市の責務、事業者の責務、市民の責務

し せきむ
① 市の責務

し しょうがい りかいそくしん はか しょうがい りゆう さべつ かいしょう きょうせい
市は、障害への理解促進を図るとともに、障害を理由とする差別を解消し共生のまちづ
しくりのための施策を、総合的かつ計画的に実施し、必要に応じ、事業者や市民との連携に努
めめる。

じぎょうしゃ せきむ
② 事業者の責務

じぎょうしゃ しょうがい りかい ふか さべつ へんけん しょくば ひつよう とりくみ おこな
事業者は、障害への理解を深め、差別や偏見のない職場づくりのため、必要な取組を行
い、市の障害者施策に協力するよう努める。

しみん せきむ
③ 市民の責務

しみん しょうがい たい りかい ふか しょうがいしゃ へんけん そうご たす あ
市民は、障害に対する理解を深め、障害者への偏見をなくすとともに、相互に助け合い、
ひつよう はいりょ つと し しょうがいしゃしさく きょうりょく つと
必要な配慮に努めるとともに、市の障害者施策に協力するよう努める。

しょうがい りゆう さべつとう きんし
(3) 障害を理由とする差別等の禁止

しょうがいしゃ さべつ ぎやくたい きんし
① 障害者への差別、虐待の禁止

しょうがいしゃ はいりょ もと いし ひょうめい ばあい ふたん す はんい しゃかいてき
② 障害者から配慮を求める意思の表明があった場合に負担になり過ぎない範囲で社会的
しょうへき と のぞ ごうりてきはいりょ ていきょう し…ぎむ じぎょうしゃ…どりょくぎむ
障壁を取り除く合理的配慮の提供（市…義務 事業者…努力義務）

きほんもくひょう
(4) 基本目標

とも ささ あ いしき じょうせい
① 共に支え合う意識の醸成

く ふくしてきしえんたいせい こうちく
② 暮らしやすい福祉的支援体制の構築

しゃかい けいざい ぶんかなど かつどう さんか かんきょう
③ 社会、経済、文化等の活動に参加できる環境づくり

ちいきしゃかい きょうせい かんきょう
④ 地域社会で共生できる環境づくり

しさく すいしんたいせい
(5) 施策の推進体制

しょうがいしゃけいかくなど さくてい
① 障害者計画等の策定

さべつ かん そうだんおよ さべつかいしょう とりくみ すいしん きかん しょうがいふくすいしんいんかい せっち
② 差別に関する相談及び差別解消の取組を推進する機関として障害福祉推進委員会の設置

しょうがいしゃけいかくとうけつていかてい しょうがいしゃとうじしゃ さんかく
③ 障害者計画等決定過程への障害者当事者の参画

とも い いしき じょうせいおよ きょうせいしゃかい かんきょう
(6) 共に生きる意識の醸成及び共生社会の環境づくり

しょうがい りかい ふか けいはつかつどうなど
① 障害の理解を深めるための啓発活動等

しゅわ てんじ おんせいなど じょうほうおよびいし そつう しえん
② 手話、点字、音声等による情報及び意思の疎通のための支援

しょうがいしゃ しゃかいさんか きかい かくだい かんきょうせいび
③ 障害者の社会参加の機会の拡大と環境整備

しょうがいしゃこよう そくしん しゅうろうていちゃく とりくみ
④ 障害者雇用の促進と就労定着への取組

せいねんこうけんせいど りようそくしん
⑤ 成年後見制度の利用促進

しょうがいふくしきーびす ていきょうなど じりつせいかつ しえん
⑥ 障害福祉サービスの提供等の自立生活のための支援

さべつ かん そうだんたいせい
(7) 差別に関する相談体制

- ① しょうがいしゃとう し たい さべつ かん そうだん
障害者等は、市に対し、差別に関する相談をすることができる。
- ② そうだんじあん かいけつ はか とき しょうがいしゃとう しょうがいふくしすいしんいんかい たいし じよげんまた
相談事案の解決が図られない時は、障害者等は、障害福祉推進委員会に対し、助言又は
あつせんを求めることができる。
もと
- ③ し しょうがいふくしすいしんいんかい など したが かんけいしゃ たい ひつよう そち こう
市は、障害福祉推進委員会のあつせん等に 従わない関係者に対して、必要な措置を講ずるよ
う勧告することができる。
かんこく